

商工みやこ

2011.4.15

負けないぞ！宮古 第1号

このたびの地震・津波により被災された皆様に
心からお見舞い申し上げます。

発行：宮古商工会議所

宮古市保久田7番25号

連絡先

本所：固定電話 62-3233

携帯電話 080-1666-0543

田老支所：携帯電話 080-2820-3133

新里支所：固定電話 72-2231

金融相談を実施

当所では災害貸付を中心に金融相談を実施しています。

日本政策金融公庫盛岡支店の国民生活事業、中小企業事業の担当者が個別相談に応じ、災害による罹災証明の提出による利率優遇を盛り込んだ制度等を利用し、これまで、3月28日、4月1日、6日、11日、12日に実施し、延128事業所から相談があり、再建へ向けた一歩を踏み出しております。

相談は事業所からの予約を受け付け実施しております。

今後の予定は下記の通りです。

4月19日(火) 12:00～17:00【定員となりました】

20日(水) 9:00～17:00【定員となりました】

26日(火) 12:00～17:00【定員となりました】

27日(水) 9:00～17:00【定員となりました】

5月10日(火) 12:00～17:00 予約受付中

11日(水) 9:00～17:00 予約受付中

会場はいずれも、宮古商工会館となります。

ご予約ご相談は、当所までご連絡下さい。

労働・雇用相談を実施

震災による事業所の休業、従業員の解雇に伴う資格喪失等の手続き等の相談を行っております。

これまで、当所で事務委託を受けている事業所のうち40事業所、134人の手続きを行いました。

労働保険の年度更新手続き(厚生労働省発表)

毎年6月1日から7月10日までの年度更新手続きについて、震災で被災された地域の事業主については、年度更新の実施方法について別途周知されることとなっております。

税務情報(国税庁ホームページ抜粋)

東北地方太平洋沖地震により多大な被害を受けた地域における申告・納付等の期限の延長の措置について

- 今般の地震の被災状況は、明らかになっていませんが、今般の地震が所得税・贈与税の申告・納付の期限(3月15日)が差し迫っている中で発生したことにかんがみ、当面の対応として、多大な被害を受けているとの報道がある以下の地域の納税者に対して、国税通則法第11条に基づき、国税に関する申告・納付等の期限の延長を行いました。青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県
(注)対象地域については、今後被災の状況を踏まえて見直していくこととしています。
- この地域に納税地を有する納税者につきましては、東北地方太平洋沖地震がおきた平成23年3月11日以後に到来する申告等の期限が、全ての税目について、自動的に延長されることとなります。
- この他の地域に納税地を有する納税者につきましても、交通途絶等により、申告等が困難な方につきましては、申告等の期限延長が認められますので、状況が落ち着いた後、所轄税務署にご相談ください。
- なお、申告等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしています。

振替納税の延期のお知らせ

納期等の区分	振替納付日(当初)	振替納付日(延長後)
申告所得税 平成22年分 確定申告分	平成23年4月22日(金)	別途お知らせします。
消費税及び地方消費税(個人事業者) 平成22年分 確定申告分等	平成23年4月27日(水)	

その他税に関するお問合せ

・国税について 宮古税務署 TEL 62-1921

・県税について 沿岸広域振興局

宮古地域振興センター県税室 TEL 64-2212

・市税について 宮古市税務課 TEL 62-2111

中小企業等経営合同相談会実施

岩手県商工会議所連合会の提唱により、震災被災事業者の方々を対象に、資金繰りや雇用問題等災害復興支援のための中小企業等経営合同相談会を4月5日から沿岸広域振興局宮古地区センター(旧宮古地方振興局 宮古市五月町)にて開催しております。

これまで、延97名が相談に訪れ、融資制度説明、事業継続のための経営相談、雇用支援制度に係る相談を行っております。宮古職業安定所、宮古市、宮古商工会議所、沿岸広域振興局、岩手県信用保証協会、及び岩手県弁護士会が対応機関として相談を受けております。

盛岡商工会議所、大阪商工会議所、長野商工会議所からも人的応援を受け相談に携わっています。

会場：岩手県沿岸広域振興局宮古地区センター

2階(宮古市五月町)

開催日時：4月28日迄の土日を含む毎日

9:00～16:00

(予約はいりません)

田老支所臨時事務所設置

今回の震災により田老地区も甚大な被害を被り、当所田老支所の建物も全壊流失致しました。

当所では、被災した田老地区事業者の早期復興を目指し、田老支所臨時事務所を宮古市田老総合事務所内に設置致しました。これまで、事業継続する上での経営、融資、労務、各種共済の手続などの相談業務を行っておりますので、ご利用をお願いいたします。

田老支所開設時間と連絡先

・開設時間 午前8時30分～午後5時(土曜日は正午迄、第2、第4土曜日は閉所)

・仮設電話番号 080 2820 3133

お詫び：「商工みやこ」3月15日発行号は、震災により発行が遅れ、ご迷惑をおかけいたしました。

近日中に発行できる見通しとなっておりますので、今しばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。